［別紙２－１］（物件番号５）

不動産売買契約書

岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」という。）とは、不動産の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１　甲は、末尾に表示する契約物件（以下「契約物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けた。

第２　売買代金及び契約保証金は、次のとおりとする。

（１）　売買代金　　何円

（２）　契約保証金　何円

第３　乙は、売買代金及び契約保証金を甲の定めるところにより納付しなければならない。

２　甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに納付しないときは、直ちにこの契約を解除し、又は納期限の翌日から売買代金の完納の日までの日数に応じ、当該未納付の額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付させることができる。

第４　乙は、売買代金の支払を完了した後でなければ、契約物件の引渡しを甲に申し出ることができない。

２　契約物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時に、甲から乙に移転するものとする。

３　契約物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、甲から乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

第５　乙は、第４第２項の規定により契約物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

２　所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

第６　乙は、この契約の締結の日から５年を経過するまでの間、契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第２条第６号に規定する暴力団事務所（以下「暴力団事務所」という。）の用に供してはならない。

２　乙は、契約物件を暴力団事務所の用に供したときは、売買代金の３割に相当する額の金銭を違約金として甲に支払わなければならない。

３　乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実が判明したときは、甲は、直ちに契約を解除し、又は契約物件の買戻しをすることができる。

第７　乙に引き渡された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがある場合であっても、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

２　前項に規定する場合において、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者であるときは、前項の規定にかかわらず、契約物件の引渡しがあった日から２年間に限り、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

第８　甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第９　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められ

るものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 10　第３第２項、第６第３項、第８又は第９の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第11　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　岩手県
代表者　岩手県知事　達　増　拓　也　　印

乙　(住所)
(氏名)　　印

〔契約物件の表示〕

所在地	種　別	細　目	数　　量
	土　地		公簿　　㎡・実測　　㎡
	工作物	土地に附属する工作物一式	

［別紙２－２］（物件番号１～４）【建物を使用する場合】

不動産売買契約書

岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」という。）とは、不動産の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１　甲は、末尾に表示する契約物件（以下「契約物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けた。

第２　売買代金及び契約保証金は、次のとおりとする。

（１）　売買代金　　何円

（２）　契約保証金　何円

第３　乙は、売買代金及び契約保証金を甲の定めるところにより納付しなければならない。

２　甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに納付しないときは、直ちにこの契約を解除し、又は納期限の翌日から売買代金の完納の日までの日数に応じ、当該未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付させることができる。

第４　乙は、売買代金の支払を完了した後でなければ、契約物件の引渡しを甲に申し出ることができない。

２　契約物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時に、甲から乙に移転するものとする。

３　契約物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、甲から乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

第５　乙は、第４第２項の規定により契約物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

２　所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

第６　乙は、この契約の締結の日から５年を経過するまでの間、契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第２条第６号に規定する暴力団事務所（以下「暴力団事務所」という。）の用に供してはならない。

２　乙は、契約物件を暴力団事務所の用に供したときは、売買代金の３割に相当する額の金銭を違約金として甲に支払わなければならない。

３　乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実が判明したときは、甲は、直ちに契約を解除し、又は契約物件の買戻しをすることができる。

第７　乙に引き渡された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがある場合であっても、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

２　前項に規定する場合において、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者であるときは、前項の規定にかかわらず、契約物件の引渡しがあった日から２年間に限り、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

第８　甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第９　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 10　第３第２項、第６第３項、第８又は第９の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第11　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　岩手県
　　代表者　　岩手県知事　達　増　拓　也　　印

乙　（住所）
　　（氏名）　　印

〔契約物件の表示〕

所在地	種　別	細　目	数　　量
	土　地		公簿　　㎡・実測　　㎡
	建　物		
	工作物	土地に附属する工作物一式	

［別紙２－３］（物件番号１～４）【建物を使用しない場合】

建物等解体撤去条件付き不動産売買契約書

岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」という。）とは、建物等の解体及び撤去を条件とした不動産の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１　甲は、末尾に表示する契約物件（以下「契約物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けた。

第２　売買代金及び契約保証金は、次のとおりとする。

（１）　売買代金　　何円

（２）　契約保証金　　何円

第３　乙は、売買代金及び契約保証金を甲の定めるところにより納付しなければならない。

２　甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに納付しないときは、直ちにこの契約を解除し、又は納期限の翌日から売買代金の完納の日までの日数に応じ、当該未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付させることができる。

第４　乙は、売買代金の支払を完了した後でなければ、契約物件の引渡しを甲に申し出ることができない。

２　契約物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時に、甲から乙に移転するものとする。

３　契約物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、甲から乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

第５　乙は、契約物件の引渡しの日から１年以内に末尾に表示する解体物件（以下「解体物件」という。）を解体撤去しなければならない。

２　契約物件の引渡しがあった日から、解体撤去の完了の日まで、解体物件の管理責任は乙にあるものとし、十分な注意をもって解体物件を管理しなければならない。

３　乙は、解体撤去が完了したときは、速やかに、解体撤去の完了を甲に書面により報告しなければならない。

４　乙は、真にやむを得ない事由により、第１項に定める解体撤去期限の延長を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、承認を得なければならない。

５　乙は、解体物件にアスベスト含有建材が含まれることを確認した場合、解体撤去に当たっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び解体撤去を行うものとする。

６　契約物件の引渡し後の解体物件の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去費用を含む。）は、乙の負担とする。

７　解体物件の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出、許可等が必要な場合は、乙の責任において、その一切を行うものとする。

８　解体物件の解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応の一切は、全て乙において行うものとする。

第６　乙は、第５第１項に定める解体撤去が完了するまでは、契約物件を第三者に譲渡してはならない。

第７　乙は、第４第２項の規定により契約物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。なお、解体物件については、解体撤去を前提としているため、所有権移転登記を行わず、乙による第５第３項の報告及び甲による現地確認等を行った後、甲が建物滅失登記を行うものとする。

２　所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

第８　乙は、この契約の締結の日から５年を経過するまでの間、契約物件を風俗営業等の規制及

び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第２条第６号に規定する暴力団事務所（以下「暴力団事務所」という。）の用に供してはならない。

２　乙は、契約物件を暴力団事務所の用に供したときは、売買代金の３割に相当する額の金銭を違約金として甲に支払わなければならない。

３　乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実が判明したときは、甲は、直ちに契約を解除し、又は契約物件の買戻しをすることができる。

第９　乙に引き渡された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがある場合であっても、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

２　前項に規定する場合において、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者であるときは、前項の規定にかかわらず、契約物件の引渡しがあった日から２年間に限り、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

第 10　甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 11　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 12　第３第２項、第８第３項、第 10 又は第 11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第13　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　岩手県
　　代表者　　岩手県知事　達増　拓也　　印

乙

印

〔契約物件の表示〕

所在地	種　別	細　目	数　　量
	土　地		公簿　　㎡・実測　　㎡
	建　物	㎡	
	工作物	土地に附属する工作物一式	

〔解体物件の表示〕

種　別	構　造	数　量	備　考
建　物		㎡	
工作物	－	－	土地に附属する工作物一式